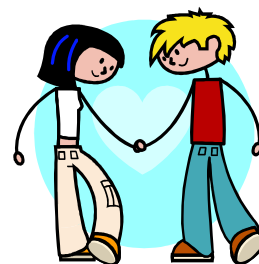


第14号

人権協だより

平成21年7月1日

発行 内部地区人権教育推進協議会
(内部地区市民センター内)



平成21年度内部地区人権協総会を開催 !!

人権協発足10周年を迎えた今、「人が人として尊ばれ、住んでいてよかった、
住んでみたいまち・うつべ」を築き上げることを再確認

5月30日(土)14時から、内部地区市民センター 別館2階ホールにおいて、平成21年度内部地区人権協(内部地区人権教育推進協議会)の総会を開催しました。

この総会は、各種組織・団体から就任をいただいている44名の委員の出席を得て、各種議案が審議され全議案とも満場一致で原案どおり可決又は承認されました。

今年度の主な事業としては、前年度に引き続きグループごとの地区懇談会を開催するとともに、今年度は人権協発足10周年に当たることから、内部地区市民センターの協力を得て「10周年記念公開啓発講座」を開催するほか、記念誌編さん準備委員会(仮称)を組織して、発足以来の記録や資料の集約をしていくことになりました。また、11月に四日市ドームなどで開催予定の全国人権同和教育研究会や各地で開催される研修会などの各種行事に委員のみでなく広く地域の皆さんにもご参加いただき、この成果を活かしてこの内部地区が「人が人として尊ばれ、住んでいてよかった、住んでみたいまち・うつべ」となるよう、引き続き取り組んでいくことになりました。なお、本年度の主な事業は次ページのとおりです。



総会の様子

また、総会終了後各部会ごとに本年度事業の具体的な事業実施策や効果的な啓発方法について協議するとともに、地域の皆様と共に人権が尊重される地域社会の構築に向けて一層取り組んでいくことを確認しました。

[裏面もご一読ください]

◎ 平成21年度人権協主要事業

本年度に予定されている主要事業は次のとおりです。



月・日	事業内容	予定会場
7月27日	南部ブロック人権協総会	日永地区市民センター
8月9日	四日市人権・同和教育研究大会	四日市市文化会館ほか
10月	地区懇談会スタート	開催自治会集会所等
11月14日	10周年記念事業 委員研修会兼公開啓発講座（センター共催事業）	内部地区市民センター
28・29日	全国人権・同和教育研究会	四日市ドームのほか市内会場
12月	人権を考える月間（人権フェスタ） 中学校区「人権フォーラム」	四日市市文化会館 内部東小学校
1月	南部ブロック人権協「人権ひろば」	日永地区

◎ もう一度読み直そう「世界人権宣言」 --- PART2

前号で掲載した「世界人権宣言」の第7条以降を掲載します。
是非ご一読下さい。



- 第七条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の 平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。
- 第八条 すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。
- 第九条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。
- 第十条 すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。
- 第十一条
- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
 - 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。
- 第十二条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。
- 第十三条
- 1 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
 - 2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。
- (外務省ホームページから転載)